【放課後等デイサービス】児童発達支援から放課後等デイサービスへ新規希望者（年長児）

対　象　者	提出書類（**発行から1年未満であること**）いずれか一つ
①障害者手帳（愛、身体、精神）を持っている	障害者手帳のコピー
②特別児童扶養手当を受給している	特別児童扶養手当証書のコピー
③特別支援学校、知的障害学級（固定学級）、通級指導学級、特別支援教室に入学決定している	入学決定通知書のコピー
①、②、③ではない → 育成室を利用している	育成室に心理所見書の作成を依頼する **（育成室が直接障害者福祉課へ意見書送付）**
①、②、③ではない → 江戸川区発達相談･支援センター、江戸川区篠崎児童発達支援センターを利用している	江戸川区発達相談・支援センター、江戸川区篠崎児童発達支援センターに意見書の作成を依頼する **（両センターが直接障害者福祉課へ意見書送付）**
①、②、③ではない → 小児科または精神科に通院している	医師が作成する診断書または意見書**（医師が封緘していること）** **※同封の「医師の皆様へ」「意見書」を持参し作成の依　頼をしてください** **※医療機関によっては書類作成料がかかる場合があります。**
①、②、③ではない → 小児科または精神科に通院したが、医師の診断書、意見書を書いてもらえない	障害者福祉課愛の手帳相談係へご相談ください